

11-4
2

戦後教育資料

XI-2
⑤

昭和28年度米国留学生の選抜について

文部大臣談 (25.9.5)

先般総司令部当局の特別の好意によりまして、わが国の大学卒業者に対し米国留学の機会が与えられ、約280名の学従が、去る7月1カ年の予定で米国に留学いたしました。

しかるにこのたび総司令部から明年もまた全国の大学、専門学校卒業生400名ないし500名に対して留学の機会が与えられるとの朗報に接し誠に感激に堪えないところであります。

しかしてこの米国留学の趣旨は、米国留学によつて得た体験を、帰国後日本社会に有意義に貢献せしめるということにあるのでありますから、いやしくも公共の福祉に貢献しようとする学従に対しては広く門戸を開放して、一般から公募して、公正な選抜を行い、この好意に報いたいと期している次第であります。

天野 505

昭和二十六年年度米^米留學生受験要項

文 部 省

今回總司令部當局の好意により公共の福祉に奉仕しようとする少壮有為の日本人に対し米國の資命によつて明年九月から一ヶ年間米國留學の機会が与えられることになつた。

既に第一回留學生として昨年全國の教員養成大學教官五〇名が留學し、第二回留學生として、今年大學卒業者（女子は専門學校）二八一名が渡米したので、今回募集する者は第三回渡米留學生となるわけである。しかも、今回は學歴と年齢が広げられその數も四〇〇名乃至五〇〇名に増加されたので、立派な學徒を選考し、米國の好意に酬^たい^たければ

選ばれた者は専攻學科の研究と共に彼の地の人情風俗に直接することによつてその實情をよりよく理解し、日米兩國の親善に寄与するよい機会である。

試験は各界代表よりなる選考委員會を設けて行いが、合格者をいづれの大學に入學させるかは、その經歷と將來の計画を考慮して國際教育^學（INSTITUTE OF INTERNATIONAL EDUCATION, NEW YORK）が決定する。従つて合格者は入學する大學について個人的希望を述べ或は直接大學に対し、交渉するなどのことはできない。

一、受験資格

- (1) 明治四十三年（一九一〇年）七月二日以後出生の者。
- (2) 官・公・私立の旧制・新制大學及び専門學校・高等師範學校の卒業者又は明年三月同上を卒業見込の者で、帰國後公共の福祉に貢獻をしようとする者。ただし、留學生は帰國後、日本政府並びに米國政府から何等の契約上の義務を負うものではない。

(3) 身體強健な者。

(4) 英語を讀み、書き、話し、かつ理解する十分な能力のある者。

二、第一次試験

(1) 科目 英語（筆記試験）

(2) 日時 昭和二十五年十月十四日（土）午前十時半から五時まで。

イ 合格発表

十月二十八日（土）文部省に掲示する予定。

数日後、東京以外の各試験場にも掲示する予定。

ロ 受験料 なし。

三 出願手続

イ 受付日時

九月十七日（月）から九月三十日（土）まで毎日午前九時から午後四時まで。土曜日は正午まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

郵送の場合は九月三十日（土）正午までに着信のものに限る。

ロ 申込先及び試験場

（申込先）

（所在地）

（試験場）

文部省大学学務局庶務課	東京都千代田区霞ヶ関三丁目	東京大学の予定
北海道大学	札幌市北八条西五丁目	同上
東北大学	仙台市片平丁	同上
名古屋大学	名古屋市中区南外堀	同上

京都大学	京都市左京区吉田本町	同上
広島大学	広島市東千田町	同上
九州大学	福岡市箱崎町	同上
金沢大学	金沢市大手町	同上

なお、受験者は試験前日又は当日午前中にそれぞれの申込先で諸事打ち合わせをせよ。

ハ 申込書 （一通）

（様式）

半紙半枚型、B五判

昭和二十六年度米国籍学生選考試験申込書

本籍地

現住所（ふりがな付）

性別

氏

名（左側にローマ字記入）

◎

国籍

明治
大正
昭和

年 月 日生（満才月）

一、最終卒業（又は卒業見込）学校、学部、学科名

二、右の卒業年月日

三、現職（勤務先明記のこと）

四、第二次試験

(1) 科目 筆記試験、口述試験、英会話

(2) 日時 十一月十一日（土）から十四日（火）まで。

(3) 試験場 東京

試験前日に文部省大学学術局庶務課で打合わせられたい。

(4) 合格発表 十一月十七日（金） 文部省。

第二次合格者については更に身体検査を行い、十二月二日（土）、最終選考の結果を発表する。

■ 程

- 1950年 8月31日 : O I E 及び文部省による募集要項の公表
- 9月11日～30日 : 文部省による申込書の受理並びに志願者の登録
- 9月24日～10月13日 : 文部省による申込書の整理並びに点検、志願者中の不合格者の通告、英語試験の準備
- 10月14日又は15日 : 英語試験施行、(土曜日又は日曜日であれば大学の授業の妨げにならずに教室が使用出来るということが文部省によつて提案された)
- 10月16日～27日 : 上記英語試験の採点
- 10月28日 : 上記英語試験の合格者(1,000名)の発表
- 10月30日～11月10日 : 合格者1,000名に対する英会話テスト及び面接試験の手配
- 11月11日～14日 : 英会話テスト並びに面接試験の施行
- 11月17日 : 上記の合格者(400～500)の選抜及び残余の志願者の順位一覧表の作成
- 11月18日 : 身体検査
- 11月19日 : 渡航許可の為O I E へ「パーソナル・ヒストリ・ステートメント」(履歴書)を提出
- 12月 2日 : 最終合格者決定の発表
- 12月 4日～23日 : 国際教育院(I I E)に提出すべき申請書並びに関係書類の作成、整理及びA G による点検
- 12月23日 : 上記書類をI I E宛郵送する
- 1951年 1月 1日 : 上記書類をI I Eが受理する

受 験 資 格

1. 志願者は日本国民たること。
 2. 志願者は1951年7月1日に於て満41才未満たること。
 3. 志願者は大学(新、旧)卒業者又は専門学校程度の学校の卒業者たること。
 4. 志願者は身体強健の者たること。
 5. 志願者は英語を読み、書き、話し、理解する能力を持つていること。
-
6. 選考委員会は次の者を優先的に選ぶ。
「その学歴、専攻分野、知能、将来性によつて帰国後日本社会に有意義な貢献をすることが出来る」と判定される者」
日本の各地域から留学生が選出されるように考慮を払うこと。
但し、これは選出の際に於ける決定的な条件とはならない。
 7. 昨秋OIEの英語試験を受けた者でも志願者は今年再び試験を受けなければならない。今年10月に行われる試験を受けた者のみが1951～1952の学年に於ける留学生に選考される資格を得る。
 8. 留学生は米国留学中学んだことを帰国後日本国民に伝え且つそれを日本の為に最も有効に生かすことが期待される。
但し、留学生に選ばれたからといつて日本政府或は米国政府に対して将来何らの契約的義務を負うことはない。

英 語 筆 記 試 験

1. 英語筆記試験は文部省又は文部省により指定された機関によつて企画準備され、O I Bの認可を受ける。
2. 国際教育院 (I I B) の要請に従つてこの試験には聴解、聴取り、和文英訳及び自由作文の能力のテストが含まれる。その他の能力に対するテストは問題作成者達によつて決定された通りに含ませてよい。試験問題の印刷並びに取扱に際しては秘密を厳守すること。
3. 英語筆記試験の名称は「渡米留学生選抜英語試験」 (English Examination for the Selection of Students for Study in the United States) とでもされたい。
(昨年は、「O I B英語テスト」という題目であつた。)
4. この筆記試験は文部省によつて指名された英語の話せる人々を使つて施行並びに採点されること。採点者が答案を採点している際にその答案者の名前の判らぬように万全の措置を講ずること。答案用紙には名前を書かせずに照合番号を記入するよりすること。
5. O I B教育部はこの筆記試験の企画、準備、施行及び採点に於て文部省に勧告及び助力を与える。

英 会 話 テ ス ト 及 び 面 接 試 験

1. 面接試験はO I Eの承認を得て文部省によつて任命された日本人の委員会によつて行われる。その委員は日本学術会議、大学基準協会、日本大学教授聯盟、日本商工会議所、日本新聞協会、大学婦人協会、その他の職業団体から選出される。委員の中には米国で教育を受けた者、或は米国で研究したとものある者を含むようにしたい。この委員会のメンバーの内 3 割以上は婦人であること。
2. この委員会は、提出書類（ドキュメンタリ、インフォメーション）、面接試験、学歴、専攻分野、将来性、及び帰国後の日本社会に対する貢献の見込を基礎として審査し順位を決定する。
3. この委員会は英語会話能力をテストして採点する所の英語の話せる然るべき顧問を任命する。
4. 英語筆記試験、面接試験、英会話テストの成績及び学業成績証明書に基づいてこの委員会は合格者成績順一覧表を作成する。
本司令部によつて渡航許可を受けてから、合格者は成績順に従つてアメリカ大学留学生として推薦される。
5. O I E は真に実力に基づく選抜を成す為に必要な指導、助力、及び監査を与えるにとどまる。